

知っていますか？ 川崎市子どもの権利条例

条例の理念

- 子どもは、一人ひとりみんな、大切な人間です。
- 子どもの権利は、一人ひとりが自分らしく生きていくために必要なものです。
- 自分の権利が保障されるためには、他の人の権利が大切にされなければならず、お互いに尊重しあうことが大切です。
- 子どもは、おとなとともに社会を構成するパートナーです。

人間として大切な子どもの権利

- 1 安心して生きる権利**
子どもは、愛情と理解をもって育てられ、安全・安心に生活できます。
- 2 ありのままの自分でいる権利**
子どもは、一人ひとりの違いが認められ、秘密が守られ、人として大切にされます。
- 3 自分を守り、守られる権利**
子どもは、いじめ、虐待、体罰などから逃れたり、相談したりできます。
- 4 自分を豊かにし、力づけられる権利**
子どもは、遊んだり、学んだり、幸福を求めたりする中で、励まされ、力づけられます。
- 5 自分で決める権利**
子どもは、成長にあわせて、おとなのアドバイスを受けながら、自分のことを決めることができます。
- 6 参加する権利**
子どもは自分を表現したり、意見を発表したり、社会に参加することができます。
- 7 個別の必要に応じて支援を受ける権利**
子どもは置かれた状況が違っても差別されません。また、障がいのある子どもや、外国人などの子どもが自分らしく生き、社会に参加して交流ができるように、その子どもの必要にあわせて助けられます。

相談したいときは・・・

川崎市人権オンブズパーソン

いじめや友達のことなどで、
つらいとき、こまっているとき、電話してね。

子どもあんしんダイヤル

0120-813-887 (子ども専用・無料)
044-813-3110 (大人のほう)

相談時間/月・水・金曜日 午後1時～午後7時 土曜日 午前9時～午後3時



祝日・年末年始はお休みです。
▶相談の申込みは、メールでもできます。

横浜地方務局 子どもの人権110番

ひとりでなやまず電話してね!
0120-007-110

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
(全国共通・通話料無料)

メールでの相談 子どもの人権SOS-eメール
ケータイ・スマホからはこちら



LINE相談 【かながわ子ども家庭110番相談LINE】
月～土曜日 午前9時～午後9時
左の二次元コードから友だち追加

おとなのみなさまへ ～子どもたちからおとなへのメッセージ～

まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに子どもだけ幸せにはなりません。
おとなが幸せでないに、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。
条例に「子どもは愛情と理解をもって生まれる」とありますが、まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。
子どもはそういう中で、安心して生きることが出来ます。
<平成13年(2001年)3月 子どもの権利条例子ども委員会のまとめ>



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

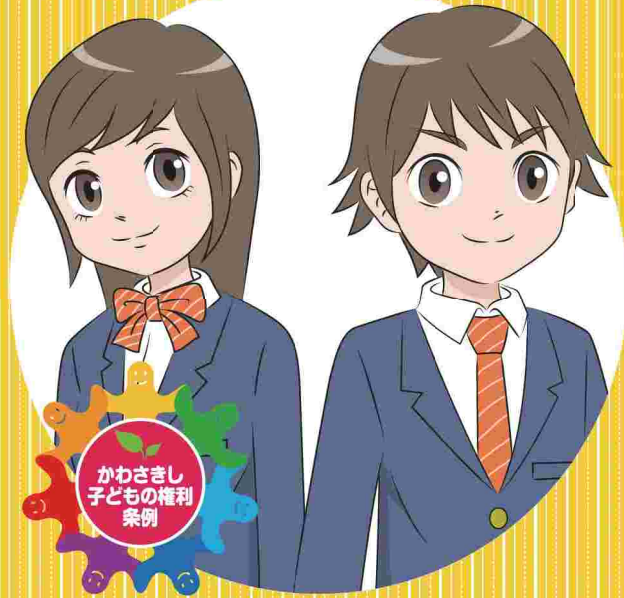
【お問い合わせ】〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市子ども未来局青少年支援室
電話 044-200-2344
FAX 044-200-3931
発行 川崎市・川崎市教育委員会
令和3年(2021年)

【中高生版】

みんなで考えてみよう

川崎市

子どもの権利条例



11月20日はかわさき子どもの権利の日

川崎市子どもの権利条例は平成13(2001)年に全国ではじめてつくられました。
子どもが一人ひとりの人間として大切にされ、守られながら自分らしく生きられるように作られた、市と市民との「約束」です。

子ども=18歳になるまでをいいます

川崎市・川崎市教育委員会